

このように、全調節性咬合器であれ、半調節性咬合器であれ、調節には限界があるが、その機構と顎運動について、特にその複雑な動きが咬合面形態に与える影響について理解しなければならない。今回は顎頭間距離の問題、エミネンシアの角度の大小、エミネンシアのカーブの形態、さらにフィッシャーアングルが咬合面形態に及ぼす影響について、また平衡側 side shift、加えて作業側顎頭が外方へ動く方向によるところの咬合面形態に及ぼす影響について、水平面、矢状面、前頭面の三平面において検討した。

我々は、日常の臨床において半調節性咬合器を多く使用しているが、その咬合器の特長を把握し、調節の限界と顎運動を十分に理解していれば、半調節性咬合器でも使用できるという結論に達した。

質 問：米内 正（田沢湖町立歯科診療所）

「歯牙の磨耗面が condyle path の軌跡と理解してはどうか。」

解 答：山田 芳夫（補綴）

半調節性咬合器を用いて作製したクラウンなどは、口腔内でファセットを見ることがあるが、それが一つの咬合器の調節の限界であっても、その部を予想できるかどうかが大切である。この様に修復物は顎関節、前歯誘導・伸縮筋機構などと調和がとれていなければならず、非生理的な咬耗を利用したの condyle path を決定するのは危険であると思う。

#### 演題23. 下顎運動と顎位の Lever system について

○清野 和夫, 田中 久敏

岩手医科大学歯学部補綴学講座

下顎運動は、生理的、非生理的な機能運動をする。一般に、顎関節の運動を物理学的なテコ現象として説明すれば、運動の際顎関節に大きな力が加わっても力学的に最小の仕事能率で済むような機構を有する配慮が必要になる。すなわち、生理的な下顎運動時には、両側性にも片側性にもⅢ級のテコ現象が発現することが望ましい。運動時の顎位によって咬頭干渉があった場合は、理想的なⅢ級のテコ現象は打ち破られ、Ⅰ級、Ⅱ級のテコ現象の発現により力が増幅され、より大きな力が歯牙と歯周組織ならびに顎関節に為害作用として働く。咀嚼筋には、筋収縮のバランスを欠き、筋のトーンの異常な亢進により筋機能障害が起こる

と考えられる。また、関節円板や関節面を被う線維性結合組織には線維様変性や硝子様変性が起こると考えられる。

顎運動時にとくに問題となるのは、中心域における早期接触歯によって発現するⅠ級とⅢ級のテコ現象により早期接触歯を軸としてシーソーを起こすことである。また、前方滑走時には早期接触歯を支点としてⅠ級のテコ現象が生じ、下顎頭は負担過重となり顎関節内で下方へ偏位する。側方運動の際に平衡側に咬頭干渉がある場合には、支点が下顎頭にあるうちはⅡ級のテコ現象が生じているが、平衡側干渉が極めて強い場合には支点がこの平衡側干渉歯に移り、Ⅰ級のテコ現象が発現する。

このような、咀嚼系に対し有害に働くⅠ級、Ⅱ級のテコ現象を生じさせている早期接触歯を咬合調整し、調和のとれた咬合関係を回復することが、咀嚼系機能障害の治療の1つとして有意であることが、このテコ現象によりうらづけされる。

#### 演題24. 口腔解剖と補綴臨床との関連性 (Anatomy in Impression)

○小林 琢三, 田中 久敏

岩手医科大学歯学部補綴学講座

補綴臨床と解剖との関連性は非常に密接なものである。特に総義歯調製にあたっては、印象は勿論のことであるが失なわれた機能及び審美性の回復をはかるには十分な解剖学的推察の上に立って、咬合採得や人工歯排列を行うと共に患者固有の顎運動に一致した義歯を作らねばならない。

十分に解剖と機能を考慮して作製された義歯は口腔組織の保護という大きな目的を達し得るものと思う。

無歯顎患者の印象はともすれば、義歯の維持を得る為の単なるテクニク的操作として受け止められがちであるが、その根本である口腔解剖を十分に理解し、生物学的裏付けをもってなされなければならない。

そこで今回は解剖と総義歯印象について、『Anatomy of the mouth in relation to complete denture construction』と言う16mm映画を用い総義歯印象の中で最も困難で不明な点の多かった舌側部の印象に関する解剖について説明を加えてみた。

○前方部では舌小帯と歯槽骨及び舌との関係、舌下腺